

議案第18号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年君津市条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示

(1) 地目 山林
所在地 君津市愛宕274番1
地積 69,433.97 m²

(2) 地目 山林
所在地 君津市愛宕275番
地積 1,637.38 m²

(3) 地目 池沼
所在地 君津市愛宕277番2
地積 111.30 m²

2 契約の方法 随意契約

3 売払金額 86,243,080円

4 処分の相手方 神奈川県川崎市川崎区浅野町1番1号
株式会社デイ・シイ
代表取締役 神長俊樹

令和2年11月30日提出

君津市長 石井宏子

処分の相手方の概要（愛宕市有地）

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 株式会社デイ・シイ |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 神長俊樹 |
| 3 | 所 在 地 | 神奈川県川崎市川崎区浅野町1番1号 |
| 4 | 設 立 日 | 昭和24年2月1日 |
| 5 | 目 的 等 | (1) セメントの製造ならびに販売。
(2) セメントを使用する製品、各種工事材料の製造ならびに販売。
(3) 石灰石、粘土等前記各号に掲げた製品の製造に要する諸原材料の採取、加工ならびに販売。
(4) 土砂の採取および土木建築用石材の生産ならびに販売。
(5) 生コンクリートおよびコンクリート製品の製造ならびに販売。
(6) 石油製品の販売。
(7) 鋼材および機械部品の製造ならびに販売。
(8) 産業廃棄物の処理および再生利用ならびにその再生品の販売。
(9) 不動産の売買、貸借、管理およびこれらの仲介ならびに土地の造成。
(10) 鉱物の採掘、精錬、精製ならびに販売。
(11) 貨物運送取扱業。
(12) スポーツ施設、温浴施設、飲食店業、文化教室、老人ホームならびに介護保険法に基づく居宅サービス事業の経営。
(13) 発電および売電に関する事業。
(14) 前記各号の事業に関連する事業。
(15) 前記各号の事業に関連する事業に投資しまたは会社の発起人となること。 |
| 6 | 資本金の額 | 40億1,341万4,740円 |
| 7 | 従業員等 | 従業員165人 |
| 8 | 財産の購入目的 | (1) 山砂採取事業
(2) 早生桐の育成・加工・販売事業 |

愛宕市有地位置図 S = 1 : 50, 000



愛宕市有地案内図 S = 1 : 10,000

